

# 手話言語法ニュース

2016年11月29日 No.35

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F  
TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445  
手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二  
法制定検討グループ：久松三二（事務局長兼）・大杉 豊・田門 浩  
普及啓発・広報グループ：小中栄一・石川芳郎・岡野美也子・倉野直紀  
条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司

## 愛知県で条例施行

### 愛知県

10月14日、愛知県議会で「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」が可決されました。愛知県内では、初の条例成立となり、手話言語とあらゆる障害者の情報コミュニケーションの2つを含めた条例は全国の都道府県で初となります。

この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図り、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられる事なく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としています。

県は今後、県民に条例の理解を深めるためのリーフレットの作成を予定しています。

そして、県と市町村が連携し手話通訳者の養成などの総合的な施策の推進や、事業者に対して障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進のため障害者が利用しやすいサービスを提供することを求めています。

また、学校の教職員がコミュニケーション手段の研修を受け、子供たちへ手話の学習機会の提供を促す取り組みなどを予定しています。

この日、愛知県聴覚障害者協会の服部芳明理事長をはじめ東海聴覚障害者連盟の水野義弘理事長、ろうあ連盟事務局長の久松、愛知県内の協会会員を含め約70人の方々が参加しました。



議会傍聴の様子

服部理事長は「皆様の応援をいただき、ありがとうございます」

います。愛知県の条例は情報・コミュニケーションの内容も含まれていますが、協会として「手話＝言語」であることを強く出し、条文にも反映されました。

条例制定はゴールではなく、スタートです。

これから始まる専門部会で議論や審議を十分に積み重ねながら、県内の聴覚障害者やコミュニケーションに障害を持つ人が住みやすい愛知県にしたい」と、感謝とこれからの意気込みを述べました。

本条例は10月18日に施行しました。



愛知県議会で記念撮影



愛知県大村秀章県知事と共に（左から2番目）

条例成立記念うちわ

★各自治体の条例制定状況はろうあ連盟のホームページに掲載しています。

<http://www.jfd.or.jp/sgh/joreimap>

## 条例制定に向けた動き

### 北海道洞爺湖町

3月の洞爺湖町議会で真屋敏春町長が手話言語条例について前向きに検討したいと答弁しました。これを受け、洞爺湖町は条例策定検討委員会を設置し、6月から検討会を始めました。条例内容について話し合いを重ね11月には条例(案)を策定し、12月15日の町議会で提案する予定です。

### 北海道伊達市

伊達市は、昨年9月の市議会で2017年4月に手話言語条例を施行する方針を示しました。

伊達市はこれまでに、市職員研修や、市民向け手話講座など手話への理解の取り組みを順次行いました。

今年の5月には関係団体などによる検討委員会を設置、話し合いを重ね、9月から10月まで「伊達市やさしい心がかよいあう手話言語条例(案)」のパブリックコメントを実施しました。12月の市議会で提案され来年4月1日の施行予定です。

### 北海道釧路市

昨年6月に北海道ろうあ連盟の嶋崎日出雄理事長が釧路市へ手話言語条例制定の要望書を提出しました。

その際に、釧路市の蝦名大也市長から条例制定に前向きな回答をいただきました。

これを受け、釧路市は7月から意見交換会、作業部会を開催、11月には「手話を使って豊かに暮らせる街の実現を目指す協議会」を行いました。

意見交換会では、条例制定に向けた手話を広める方策、作業部会では手話言語条例の方向性や、条例の素案や内容、協議会では手話の現状と課題や、手話の普及啓発事業について話し合いを重ねました。

協議会は、釧路聴覚障害者協会の理事長、副理事長、常務理事、釧路手話の会の会長、副会長や、学識経験者等で構成されています。来年2月の市議会で提案する予定です。

## 手話言語条例の成果

いちかわみさとちょう  
～山梨県 市川三郷町～

9月26日、山梨県の市川三郷町役場で「みんなで手話をやるじゃんけ！いちかわみさとシュワッチーム」一期生の卒業式及び交流会が行われました。今回修了を迎えた一期生は、役場内の各課から選出されたメンバーです。

この取り組みは、昨年9月「市川三郷町手話言語条例」が施行されたことを受け、まずは役場職員が手話言語条例を理解し、手話施策推進事業に関わる行動を起こしていく必要があると、手話施策推進プロジェクトチームを立ち上げ、同町聴覚障害者協会の小椋武夫事務局長を中心に、今年1月から全12回にわたり、講習会を行いました。前半は、手話の普及・理解のために役場職員ができることは何かと考え、役場内に掲示する手話ポスターの作成や、町独自の手話バッジの作成などの検討をしました。後半は、1時間程度の手話講習を行い、基本的な手話、行政がよく使う手話表現を学びながら、窓口で手話対応ができる職員を目指し学習しました。

卒業式後、同町聴覚障害者協会と、同町「手話サークル神明」のメンバーに協力をしてもらい、今までの講習会で学んだ手話を使いつつ、交流会を行いました。はじめは、緊張した表情の職員が多くいましたが、交流が進むにつれ職員から笑顔がみられるようになりました。

終了後、職員から「もっと手話を学びたい、続けて参加したい」とありました。

役場では、引き続き10月から二期生の講習会を行っています。



講習会を卒業した職員と市川三郷町聴覚障害者協会の小椋事務局長  
(前列左から4番目)

## 福井県でフォーラム開催

11月3日、福井県福井市の福井県生活学習館で、「手話普及促進・啓発を考えるフォーラム in ふくい」が開催されました。

このフォーラムは、県民市民に手話を知ってもらい、手話言語条例に関心を持っていただくことを目的とし、福井県ろうあ協会会員、手話関係者、県市町議員、行政関係者等を含め420名の参加がありました。



会場内の様子

基調講演では、ろうあ連盟事務局長の久松が手話言語法制定運動と各県の手話言語条例について講演し、これまでの運動の経過やその成果、今後の課題などを説明しました。

特別講演では、読売新聞大阪本社編集委員の井手裕彦氏が、手話のすばらしさや手話言語条例の必要性、その意義について講演しました。

基調報告では、鳥取県と明石市が報告をしました。鳥取県は、当初平井伸治県知事が報告する予定でしたが、10月21日に発生した鳥取県中部地震の震災対応のため欠席となり、代わりに藪田千登世福祉保健部長が手話言語条例の成果と今後の取り組みについて報告をしました。

また、平井県知事からはビデオメッセージで鳥取県での取り組みと手話言語条例の必要性など、手話を交え報告しました。



鳥取県の平井伸治県知事

明石市は、泉房総市長が「手話を世の中に～まちのあたりまえを変える明石市の挑戦～」をテーマに手話を交え報告しました。



明石市の泉房総市長

次に、「手話の普及促進を目指して」をテーマにしたパネルディスカッションが行われ、当運動本部委員の大杉がコーディネーターを務めました。

福井市の福祉部長より、聴覚障害者に関する施策の現状、福井県ろうあ協会より、県内ろう者の日常生活などの実態を把握しきれていない現状、県内での地域格差やろう学校の児童減少への危機感、手話通訳者の人数・質の向上の必要性などを報告しました。ろうあ連盟事務局長の久松は、手話言語条例制定への取り組みの必要性を述べ、明石市の泉市長は、「今は夜明け前である。手話の普及が進みつつある現状や条例制定を含め、今後夜明けに向け一緒に取り組んでいきましょう」と呼びかけ、盛況のうちに終了しました。



パネルディスカッションの様子

## 秋田県で学習会開催

11月23日、秋田県秋田市の秋田市文化会館で（一社）秋田県聴力障害者協会、秋田県手話サークル連絡協議会、全国手話通訳問題研究会秋田支部の三団体による「条例制定に向けての学習会」が開催されました。

午前の部では、ろうあ連盟事務局長の久松が講師を務め、秋田県内の聴覚支援学校校長及び教頭、秋田市議会議員や一般参加者を含めた約75人に、手話言語条例と情報コミュニケーション条例の違いについて講演しました。

午後の部では、聴覚障害者関係団体役員を対象に「条例に関する意見交換会」を開催しました。